

【厚生労働大臣の定める掲示事項】

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

<入院基本料について>

当院では、1日の入院患者人数に対する看護要員を以下の通り配置しております。なお、病棟、時間帯、休日などで看護要員の配置が異なります。実際の看護配置につきましては、各病棟に詳細を掲示しておりますのでご参照ください。

- | | |
|-----------|---|
| ・一般病棟 | 入院患者 10 人に対して看護職員 1 人以上
入院患者 25 人に対して看護補助者 1 人以上 |
| ・結核病棟 | 入院患者 10 人に対して看護職員 1 人以上 |
| ・精神病棟 | 入院患者 15 人に対して看護職員 1 人以上
入院患者 50 人に対して看護補助者 1 人以上 |
| ・療養病棟 | 入院患者 20 人に対して看護職員 1 人以上
入院患者 20 人に対して看護補助者 1 人以上 |
| ・地域包括ケア病棟 | 入院患者 13 人に対して看護職員 1 人以上
入院患者 25 人に対して看護補助者 1 人以上 |
| ・救命救急センター | 入院患者 4 人に対して看護職員 1 人以上 |

<入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意志決定支援及び身体的拘束最小化、賃上げに係る取組みについて>

当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者様に関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、医師決定支援及び身体的拘束最小化、賃上げに係る取組みの基準を満たしております。

<DPC対象病院について>

当院は、厚生労働省に認可されました「DPC/PDPS 対象病院」です（平成 22 年 7 月 1 日から）。

※令和 8 年 10 月 1 日現在

医療機関別係数 1.4786（標準病院群）

（内訳：基礎係数 1.0583+機能評価係数Ⅰ 0.3276+機能評価係数Ⅱ 0.0780+救急補正係数 0.0147）

入院されますと、病気の種類、診療内容によって、あらかじめ決められた 1 日当たりの金額と、一部の出来高計算分を合算して算定しています。

<明細書発行体制について>

当院では、医療の透明化や患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点から、平成 26 年 1 月 12 日より、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目が分かる明細書を無料で発行することといたしました。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、平成 30 年 4 月 1 日より、明細書を無料で発行することといたしました。

明細書には、使用した薬剤の名称や、行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にご旨お申し出下さい。

<近畿厚生局福井事務所への届出に関する事項について>

- 1) 入院時食事療養（Ⅰ）、入院時生活療養（Ⅰ）を算定すべき食事療養の基準に係る届出
当院では、入院時食事療養（Ⅰ）、入院時生活療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士または栄養士によって管理された食事を適時、適温で提供しています。

配膳時間（朝食：午前 7 時、昼食：午後 0 時、夕食：午後 6 時）

※入院時食事療養費（別紙参照）

※入院時生活療養費（別紙参照）

- 2) 基本診療料の施設基準等に係る届出
※別紙参照
- 3) 特掲診療料の施設基準等に係る届出
※別紙参照
- 4) 施設基準の届出に係る手術の実施件数
※別紙参照

<保険外負担に関する事項について>

- 1) 特別療養環境の提供
※別紙参照
- 2) 文書料及び保険外負担に係る費用
※別紙参照
- 3) 初診に係る費用の徴収
※別紙参照
- 4) 巻き爪・陥入爪治療に係る費用
※別紙参照
- 5) 長期収載品の選定療養について

令和 6 年 10 月からの医薬品の自己負担の新たな仕組みとして、後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で、先発医薬品の処方希望される場合は、特別の料金（※）

をお支払いいただきます。

特別の料金の対象：院内処方（入院患者は除く）・院外処方

対象となる医薬品

- ・後発医薬品が発売され、5年以上経過した先発医薬品（準先発品含む）
- ・後発医薬品への置き換え率が50%以上の先発医薬品

対象から除外されるケース

- ・医師が医療上の必要性があると判断した場合
- ・在庫状況等により、後発医薬品の提供が困難な場合
- ・バイオ医薬品

※特別の料金とは

先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当の料金のことを言います

例えば、先発医薬品の価格が1錠100円、後発医薬品の価格が1錠60円の場合、差額40円の4分の1である10円を、通常の1～3割の患者負担とは別の特別の料金としてお支払いいただきます。

- ・「特別の料金」は課税対象であるため、消費税分を加えてお支払いいただきます。
- ・端数処理の関係などで特別の料金が4分の1ちょうどにならない場合もあります。
- ・後発医薬品がいくつか存在する場合は、薬価が一番高い後発医薬品との価格差で計算します。
- ・薬剤料以外の費用（診療・調剤の費用）はこれまでと変わりません。

<患者相談窓口について>

当院では患者様相談窓口（西館1階 外科外来前）を設け、看護師・社会福祉士が患者様・ご家族様からのご相談・ご意見をお伺いしております。ご心配なことがございましたら、お気軽にお越しください。

◇退院後の生活のこと◇社会保障制度のこと◇医療安全のこと◇医療費のこと◇受診相談
◇医学的な相談◇意見・ご要望

その他どんなことでも結構です。相談に来られた方の秘密は固くお守りします。

<禁煙外来について>

当院では、禁煙を行おうとされている方、禁煙を中々やめられない等のお悩みをお持ちの方等に対し、禁煙のお手伝い出来るように禁煙外来を設けております。ご希望の方は主治医又は受付までお申し出ください。

<入退院支援加算について>

当院では、各病棟ごとに医療福祉相談員（社会福祉士/精神保健福祉士/看護師）を配置し、

患者様が安心・納得して退院し、早期に住み慣れた地域で療養や生活を継続できるように、施設間の連携を推進し退院のご支援を実施しております。

<栄養サポートチームによる活動について>

当院では栄養に関する専門チームが栄養評価、栄養管理、栄養療法を行っています。対象は栄養状態に問題のある患者様、食事摂取ができない患者様、手術のため栄養管理が必要な患者様などです。主治医の依頼により患者様の栄養支援をさせていただきます。

<術後疼痛管理チームによる活動について>

- ・当院では麻酔科医・薬剤師・看護師により構成された、「術後疼痛管理チーム」による回診を実施しています。
- ・回診では、主治医と相談の上、手術後の患者様の症状に対する対策を行います。
- ・手術後に、「痛い・気持ち悪い」などの症状があった際は、お気軽に主治医・病棟看護師にご相談ください。

<透析患者様の下肢末梢動脈疾患に対する取り組みについて>

当院では、慢性維持透析を実施している患者様全員に対して下肢末梢動脈疾患の状態を把握し、療養上必要な指導や管理を行い、患者様やご家族への説明をしております。下肢末梢動脈の虚血性病変が疑われる場合には検査を行い、当院の専門科と連携し説明、治療を致します。

<ハイリスク分娩管理加算に係る掲示>

- ・1年間の分娩件数（令和7年1月～12月） 194件
- ・分娩に係る配置医師数 3名
- ・配置助産師数 10名

<情報通信機器を用いた診療について>

- ・当院では、厚生労働省「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を遵守し、情報通信機器を用いた診療（オンライン診療）を実施しています。
※対面診療を適切に組み合わせて行うことが求められていることを踏まえて、対面診療を提供できる体制を有しています。
※情報通信機器を用いた診療の初診において向精神薬の処方はいりません。
※基準等遵守の確認をするためのチェックリスト（別紙）

<電子的診療情報連携体制整備加算及び電子的歯科診療情報連携体制整備加算の施設基準に係る掲示>

当院は、オンライン資格確認を行う体制を有しており、受診歴や薬剤等の診療情報を取得、活用して診療を行っています。

＜電子的診療情報連携体制整備加算の施設基準に係る揭示＞

当院では、医療 DX による質の高い医療の提供を目指して、次のとおり取り組んでおります。

- ・オンラインによる保険請求を行っています。
- ・マイナ保険証の利用促進に取り組んでいます。
- ・オンライン資格確認システムなどにより取得した医療情報を診察室で閲覧できる体制を整備しています。
- ・電子処方箋を発行する体制を有しています。

＜地域支援・医薬品供給対応体制加算の施設基準に係る揭示＞

当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

当院では、医薬品の供給不足等が発生した場合に、治療計画等の見直し等、適切な対応ができる体制を整備しております。なお状況によっては、患者様へ投与する薬剤が変更となる可能性がございます。変更にあたって、ご不明な点やご心配なことがありましたら当院職員までご相談ください。ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

＜一般名処方加算の施設基準に係る揭示＞

当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること※）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

一般名処方について、ご不明な点などがありましたら当院職員までご相談ください。

ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

＜協力対象施設入所者入院加算の施設基準に係る揭示＞

当院は、介護保険施設等の入所者の症状の急変時に、当該介護保険施設等に協力医療機関として定められており、必要に応じて入院受入れを行う体制の整備について、厚生労働大臣

の定める施設基準に適合し、「協力対象施設入所者入院加算」を届出しています。

【当院の協力医療機関としての取り組み】

※平時から連携体制を構築している介護保険施設等と 24 時間体制で下記の項目を実行いたします。

- ・入所者の急変時に医師または看護師からの相談に対応する体制を確保します。
- ・診療の求めがあった場合、診療を行う体制を常時確保します。
- ・当院において、急変時に入院できる病床を確保します。万が一、当院で入院させることが困難な場合は適切な医療機関を紹介します。

【連携介護保険施設等の名称】

- ・アクル若狭（介護老人保健施設）
- ・なごみ（介護老人保健施設）
- ・もみじの里（介護老人福祉施設）
- ・若狭ハイツ・若狭東ハイツ（介護老人福祉施設）
- ・松寿苑（介護老人福祉施設）
- ・ひまわり荘（介護老人福祉施設）
- ・つみきハウス（社会福祉法人）
- ・Hanauta Lab（障害福祉サービス事業所）

＜院内トリアージ実施体制加算の施設基準に係る揭示＞

当院では夜間、休日または深夜において受診された初診の患者様（救急車等で緊急に搬送された方を除く）に対して、救急外来で診察を行う前に医師又は看護師が症状をうかがい、患者様の緊急度を判断し、診察の優先度を決めさせていただきます。

診察の順番は、来院された患者様の緊急度や重症度により決定しますので、受付した順番での診察とは限りませんので、ご理解・ご協力をお願いします。

＜コンタクトレンズ検査料 1 の施設基準に係る揭示＞

1. 初再診料について

- ・初診料：291 点
- ・外来診療料（再診）：77 点

※当院又は当院と特別の関係にある保険医療機関において、過去にコンタクトレンズ検査料が算定されている場合には外来診療料を算定します。

2. 検査料について

- ・当院ではコンタクトレンズ検査料 1（200 点）を算定しています。

※コンタクトレンズ装用のため受診された方でも、新たな疾患の発生により装用を中止しコンタクトレンズの処方を行わない場合等については通常の検査点数での算定になります。

3. 担当医について

- ・小森 涼平（眼科経験年数：6 年）

◇上記につきましてご不明な点がございましたら、ご遠慮なくお問い合わせください。

（令和 8 年 4 月）

<外来腫瘍化学療法診療料 1 の施設基準に係る掲示>

- ・当院では、医師、看護師を院内に常時配置し、患者様からの電話等による緊急の相談に 24 時間対応できる連絡体制を整備しています。
- ・急変時等の緊急時に患者様が入院できる体制の確保を行っています。
- ・当院で実施されている化学療法のレジメン（治療内容）の妥当性を評価し、承認する委員会を定期的に開催しています。

<ベースアップ評価料に係る掲示>

- ・看護職員等の医療現場で働く方々の賃上げを実施するため、令和 6 年 6 月以降、ベースアップ評価料がスタートします。
- ・これにより、6 月以降、患者のみなさまの診療費のご負担が上がる場合があります。
- ・このベースアップ評価料による診療費の上乗せ分は、医療現場で働く方々の賃上げに全て充てられます。

産業全体で賃上げが進む中、医療現場で働く方々の賃上げを行い、人材確保に努め、良質な医療提供を続けることができるようにするための取組です。

ご理解くださいますよう、お願い致します。

<（歯科医療）医療安全管理対策・院内感染対策に係る掲示>

当院では歯科医療に係る医療安全管理対策、院内感染対策について下記の通り取り組んでいます。

- ・医療安全管理、院内感染対策、医療品業務手順等、医療安全対策に係わる指針等の策定
- ・医療安全対策に係わる研修の受講ならびに従業者への研修の実施
- ・安全で安心な歯科医療環境を提供するために装置、器具等を設置しています。
設置装置等：AED、パルスオキシメーター、酸素、血圧計、救急蘇生セット、歯科用吸引装置
- ・医療機器の洗浄、滅菌を徹底するなど、院内感染防止を講じています。
設置装置等：高圧蒸気滅菌装置、オートクレーブ
- ・緊急時に対応できるよう、下記の医科医療機関と連携しています。
連携医療機関名：杉田玄白記念公立小浜病院
緊急時連絡方法：電話連絡
- ・当院は、厚生労働大臣の定める施設基準に適合し、「歯科外来診療医療安全対策加算 1」「歯科外来診療感染対策加算 1」を算定しています。

<クラウン・ブリッジの管理に係る掲示>

装着した冠やブリッジについて2年間の維持管理をおこなっています。今回の治療を機会にお口の中を清潔にすると共に、食生活にも気をつけて、ご自分の歯で楽しく食事をし、健康に過ごせるようにしましょう。異常があればそのままにせずお早めにお知らせ下さい。

<歯科恐怖症に係る掲示>

過去の歯科治療において、不快な経験やデンタルショックを経験したり、あるいは気分が悪くなった経験などから歯科治療に対して過剰に恐怖心を抱く症状。不快な経験が心理的に感作して、体調の不良と過剰な思い込み、心理的交互作用の悪循環で起こる。

この様な場合、当科では静脈内鎮静法下にて、意識が薄れた状態で治療を行うことが出来ます。また親知らずの抜歯や多数歯にわたる抜歯もこの方法で行うことが出来ます。一度ご相談下さい。

<医療安全対策加算に係る掲示>

- ・当院では、医療事故防止の重要性に鑑み、院内医療安全対策および院内医療事故発生時の対応等において、院内医療安全管理体制を確立し、適正かつ安全で質の高い医療サービスの提供を図ることを目的として、医療安全管理室・医療安全管理委員会を設置し活動しております。

※医療安全管理指針参照（別紙）

<院内感染防止対策に関する取り組み事項について>

- ・当院では、院内感染対策および院内感染発生時の対応等において、院内感染対策体制を確立し、適正かつ安全で質の高い医療サービスの提供を図ることを目的として、以下の指針に基づき、部門・委員会を設置し活動しています。

※当院の院内感染防止対策に関する取り組み事項参照（別紙）

<その他>

- ・当院では、病院職員等の負担の軽減及び処遇の改善に向けた取り組みを実施しています。（医師の負担軽減に対する取り組み、看護職員の負担軽減に対する取り組み、医師と医療関係職種における役割分担に対する取り組み）
- ・当院では、屋内外を問わず、「病院敷地内禁煙」となっております。

